(c)
(i)　3の第一文の規定は、両当事国の権限のある当局が対象租税協定の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によって解決するよう努めることを規定する規定がない対象租税協定について、適用する。

(ii)　3の第二文の規定は、両当事国の権限のある当局が対象租税協定に定めのない場合における二重課税を除去するため相互に協議することができることを規定する規定がない対象租税協定について、適用する。

5

(a)　締約国は、次の権利を留保することができる。

各対象租税協定（ある者がいずれの当事国の権限のある当局に対しても事案の申立てをすることを認めるものを除く。）に基づいて、一方又は双方の当事国の措置により対象租税協定の規定に適合しない課税を受けたと認める者又は受けることとなると認める者は、その事案について、当該一方又は双方の当事国の法令に定める救済手段とは別に、自己が居住者である当事国の権限のある当局に対して又は当該事案が国籍に基づく無差別待遇に関連する対象租税協定の規定の適用に関するものである場合には自己が国民である当事国の権限のある当局に対して申立てをすることができること及び当該事案の申立てがされた一方の当事国の権限のある当局は当該申立てを正当と認めない事案について他方の当事国の権限のある当局との間で通知又は協議の手続を実施することによって、ＯＥＣＤ／Ｇ20ＢＥＰＳ措置に基づく最低基準であって紛争解決を改善するためのものを満たす意図を有することを前提として、当該対象租税協定について、

(b)　1の第一文の規定を適用しない権利

1の第一文に規定する事案について一定の期間内に申立てをしなければならないことを規定しない全ての対象租税協定を適用するに当たって、1に規定する者が対象租税協定の規定に適合しない課税に係る措置の最初の通知の日から三年以上の一定の期間内に当該事案について申立てをすることができることを確保することによって、ＯＥＣＤ／Ｇ20ＢＥＰＳ措置に基づく最低基準であって紛争解決を改善するためのものを満たす意図を有することを前提として、当該対象租税協定について、

(c)　全ての対象租税協定を適用するに当たって、次のいずれかに該当することを前提として、対象租税協定について、2の第二文の規定を適用しない権利

(i)　両当事国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、両当事国の権限のある当局の合意のための手続を通じて成立した全ての合意を実施すること。

(ii)　二国間の条約交渉において、次の全ての事項を規定する条約の規定を受け入れることによって、ＯＥＣＤ／Ｇ20ＢＥＰＳ措置に基づく最低基準であって紛争解決を改善するためのものを満たす意図を有すること。

(A)　当事国は、いずれかの当事国の企業の恒久的施設に帰せられる利得に対しては、当該利得が当該恒久的施設に帰せられたとみられる課税年度の終了の時から両当事国の間で合意された期間が満了した後は、更正をしてはならないこと及びこの(A)の規定は、不正、重過失又は故意によって租税を免れた利得については、適用しないこと。

(B)　当事国は、企業の利得となったとみられる利得であって、関連企業に関する対象租税協定の規定に規定する条件のために当該企業の利得とならなかったものに対しては、当該利得が当該企業の利得となったとみられる課税年度の終了の時から両当事国の間で合意された期間が満了した後は、これを当該企業の利得に算入して租税を課してはならないこと及びこの(B)の規定は、不正、重過失又は故意によって租税を免れた利得については、適用しないこと。

6

(a)　5(a)の規定に基づく留保を付さない各締約国は、各対象租税協定が4(a)(i)に規定する規定を含むか否か並びに当該規定を含む場合には当該規定の条及び項の番号を寄託者に通告する。全ての当事国が対象租税協定の規定についてその通告を行った場合には、1の第一文の規定は、当該対象租税協定の規定に代わる。その他の場合には、1の第一文の規定は、当該対象租税協定の規定が1の第一文の規定と両立しない限りにおいて、当該対象租税協定の規定に優先する。

(b)　5(b)の規定に基づく留保を付さない各締約国は、次の一覧を寄託者に通告する。

(i)　1の第一文に規定する事案に関する申立ては対象租税協定の規定に適合しない課税に係る措置の最初の通知の日から三年以上の一定の期間内にしなければならないことを規定する規定を含む対象租税協定並びに当該規定の条及び項の番号の一覧。いずれかの当事国が対象租税協定についてその通告を行った場合には、1の第二文の規定は、当該対象租税協定について適用しない。

(ii)　1の第一文に規定する事案に関する申立ては対象租税協定の規定に適合しない課税に係る措置の最初の通知の日から三年以上の一定の期間内にしなければならないことを規定する規定を含む対象租税協定並びに当該規定の条及び項の番号の一覧。いずれかの当事国が対象租税協定についてその通告を行った場合には、1の第二文の規定は、当該対象租税協定について適用しない。

(c)　各締約国は、次の一覧を寄託者に通告する。

(i)　4(b)(i)に規定する規定を含まない対象租税協定の一覧。全ての当事国が対象租税協定についてその通告を行った場合に限り、2の第一文の規定は、当該対象租税協定について適用しない。

(ii)　5(c)の規定に基づく留保を付さない締約国については、4(b)(ii)に規定する規定を含まない対象租税協定の一覧。全ての当事国が対象租税協定についてその通告を行った場合に限り、2の第二文の規定は、当該対象租税協定について適用する。

(d)　各締約国は、次の一覧を寄託者に通告する。

(i)　4(c)(i)に規定する規定を含まない対象租税協定の一覧。全ての当事国が対象租税協定についてその通告を行った場合に限り、3の第一文の規定は、当該対象租税協定について適用する。

(ii)　4(c)(ii)に規定する規定を含まない対象租税協定の一覧。全ての当事国が対象租税協定についてその通告を行った場合に限り、3の第二文の規定は、当該対象租税協定について適用する。

第十七条　対応的調整

1　一方の当事国が、他方の当事国において租税を課された当該他方の当事国の企業の利得を当該一方の当事国の企業の利得に算入して租税を課する場合において、その算入された利得が、双方の企業の間に設けられた条件が独立の企業の間に設けられたであろう条件であったとしたならば当該一方の当事国の企業の利得となったとみられる利得であるときは、当該他方の当事国は、その利得に対して当該他方の当事国において課された租税の額について適当な調整を行う。この調整に当たっては、対象租税協定の他の規定に妥当な考慮を払うものとし、両当事国の権限のある当局は、必要があるときは、相互に協議する。

2　1の規定は、一方の当事国が他方の当事国の企業の利得を当該一方の当事国の企業の利得に算入して租税を課する場合において、その算入された利得が、双方の企業の間に設けられた条件が独立の企業の間に設けられたであろう条件であったとしたならば当該一方の当事国の企業の利得となったとみられる利得であるときは、当該他方の当事国において課された租税の額について適当な調整を行うことを当該他方の当事国に求める規定に代えて、又は当該規定がない対象租税協定について、適用する。

3　締約国は、次の権利を留保することができる。

(a)　2に規定する規定を含む対象租税協定について、この条の規定の全部を適用しない権利

(b)　対象租税協定について2に規定する規定がない場合に次のいずれかに該当することを前提として、対象租税協定について、この条の規定の全部を適用しない権利

(i)　当該締約国が、1に規定する適当な調整を行うこと。

(ii)　当該締約国の権限のある当局が、両当事国の権限のある当局の合意のための手続に関する当該対象租税協定の規定に基づき事案を解決するよう努めること。

(c)　前条（相互協議手続）5(c)(ii)の規定に基づく留保を付する締約国については、二国間の条約交渉において1に規定する種類の条約の規定を受け入れることを前提として、対象租税協定について、この条の規定の全部を適用しない権利。ただし、両当事国が、1に規定する種類の条約の規定及び前条（相互協議手続）5(c)(ii)に規定する規定について合意に達することができた場合に限る。